

国民年金保険料の追納

国民年金保険料の追納について

経済的な理由などで保険料の免除や若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある人は、保険料を全額納付した人と比べ、受け取る年金額が少なくなりますが、このため、これらの期間は10年以内（例えば、平成22年9月分は平成32年9月末まで）であれば、あとから保険料を納付することができず、これを追納といいますが、年金額を増やすために追納をおすすめします。

- ◆ 保険料の免除若しくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

平成22年度中に追納する場合の1カ月の追納額

	学生納付特例 納付猶予 全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成12年度分	15,770円	—	—	—
平成13年度分	15,180円	—	—	—
平成14年度分	14,590円	—	7,300円	—
平成15年度分	14,360円	—	7,180円	—
平成16年度分	14,180円	—	7,090円	—
平成17年度分	14,220円	—	7,110円	—
平成18年度分	14,260円	10,690円	7,130円	3,560円
平成19年度分	14,300円	10,720円	7,150円	3,570円
平成20年度分	14,410円	10,810円	7,200円	3,600円
平成21年度分	14,660円	10,990円	7,330円	3,660円

- ◆ 追納は先に経過した順に納めることになっていますが、「免除」が「学生納付特例・納付猶予」より先に経過した月分である場合は、どちらを納めるか選択できます。
- ◆ 保険料の追納をする場合には、保険料追納申込書の提出が必要です。詳しくは、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

松山西年金事務所 ☎089-925-5105
 市民課市民第1係 ☎24-2111 (内線111、112)
 長浜支所市民福祉課 ☎52-1113 (内線23)
 肱川支所市民福祉課 ☎34-2331 (内線222)
 河辺支所市民福祉課 ☎39-2113 (内線124)

10月は「土地月間」

～土地取引の届け出について～

●届け出が必要な土地取引

下記の(1)の面積要件を満たす土地売買などの契約をしたとき、土地の権利取得者は下記(2)の書類について、契約を結んだ日から起算して2週間以内に、必ず市役所へ届け出てください。届け出をしないと法律により罰せられることがあります。

(1)面積要件

- 1：市街化区域を除く都市計画区域 ……5,000㎡以上
- 2：都市計画区域以外の区域 ……10,000㎡以上

(2)届出書類 (必要部数)

- 1 土地売買等届出書 (3部)
- 2 契約書等の写し (2部)
- 3 土地の位置を示す5万分の1以上の地形図 (2部)
- 4 付近の状況を示す5千分の1以上の図面 (2部)
- 5 土地の形状等を示す図面 (2部)

【問い合わせ先】

企画調整課地域政策係 ☎24-2111 (内線525)

特別養護老人ホーム「とみす寮」の職員を募集します

特別養護老人ホームとみす寮では、平成22年度の職員採用試験を次のように実施します。

【採用予定職種、人員】

看護師 1人

【業務内容】

入所者の機能訓練指導および看護業務

【受験資格】

- ①日本の国籍を有する人
- ②地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない人

【年齢要件など】

- ③昭和50年4月2日以降に生まれた人で、看護師の免許を有する人または平成23年に実施される国家試験に合格し免許取得見込みの人

【受付期間】

10月1日(金)～10月29日(金)

【問い合わせ先】

受験資格、試験日などについて、詳しくは「大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合とみす寮職員採用案内」をご覧ください。下記までお問い合わせください。

大洲市大洲810番地1
 特別養護老人ホーム「とみす寮」
 ☎23-0210

民間建築物アスベスト含有調査補助事業

民間建築物アスベスト含有調査補助事業のお知らせ

大洲市では、市民の安全・安心を確保するとともに、火災・震災時におけるアスベストの飛散を防止するために、民間建築物のアスベスト含有調査に要した費用を補助します。アスベスト含有調査とは、建築物の天井などに吹き付けられている建材について、アスベストの含有の有無についての調査をいいます。所有者からアスベスト調査会社へ委託していただき、その調査に要した費用を補助します。

○アスベストとは

アスベストは、天然にできた鉱物繊維のことで石綿（せきめん・いしわた）とも呼ばれています。吸い込むと、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性があります。現在は建材への使用が禁止されていますが、平成18年以前の建材には含有している可能性があります。

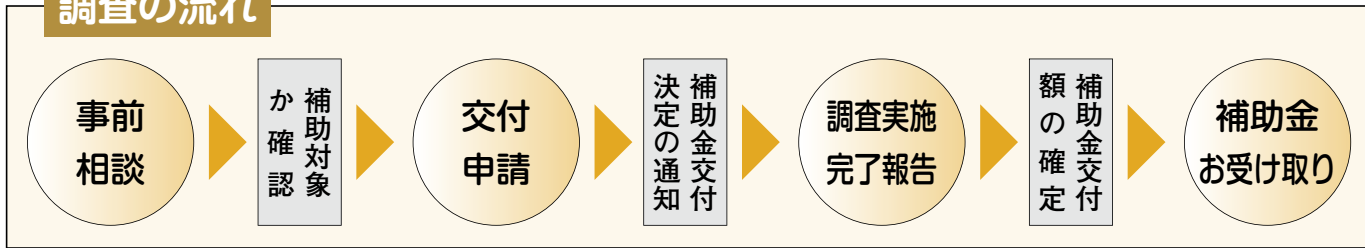
○対象となる建築物

建物の用途や、面積などによる制限はありませんが、建築時の確認通知書や検査済証などの必要書類などがそろっていることが補助の条件になります。含有調査の補助を希望される人は、事前に都市整備課建築係へご相談ください。

○補助金の額

調査に要した額以内で、1棟につき25万円が限度額です。

調査の流れ



○受付期間など

期 間：10月5日(火)～11月30日(火)
(場合により延長あり)

受付件数：5件（申請先着順、予算内で執行可能な場合は件数追加）

【問い合わせ先】

都市整備課建築係 ☎24-2111（内線273）

●…申請者 □…市

- 対象となる木造住宅
- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された1戸建の木造住宅であるもの。
 - (2) 構造が、次に掲げる工法以外の木造であること。
 - ① 枠組み壁工法 ② 丸太組工法 ③ 大臣などによる特別な認定工法
 - (3) 地上階数が2以下で、延

「大洲市木造住宅耐震事業 補助制度」の概要

建築物の地震に対する安全確保について市民のみなさんの意識向上を図り、市民が自らの財産を災害から守ることの促進を目的とし、一定の要件を満たす木造住宅について、木造住宅耐震診断事務所（愛媛県木造住宅耐震診断事務所の登録を受けた建築事務所）が、実施する耐震診断に要する費用の一部を補助する制度です。

地震の被害で最も危険なのは、建物の倒壊です。逃げ遅れた人が巻き込まれてしまうケースも多く、中国・四川大地震では、死傷者のほとんどが建物倒壊によるものでした。

木造住宅の耐震診断を補助します

- 受付期間など
- 期間…11月30日(火)まで
受付戸数…10戸
(応募者多数の場合は先着順)
- 【問い合わせ先】
都市整備課建築係
☎24-2111（内線274）

○申込方法

耐震診断を希望する人は、都市整備課窓口で、事前相談を受け付けます。相談の際に、補助の対象となるかどうかを確認いたしますので、住宅の建築年度や構造・規模などを分かる範囲で調べておいてください。

「建築時期のわかるもの」としましては、建築確認通知書の写し、建築物の登記事項証明書があります。これらの書類は申請時に必要となります。

○補助金の額

耐震診断に要する費用の3分の2以内の額とし、2万円を限度額とします。

べ面積が500平方メートル以下のもの。

愛媛県計量検定所からのお知らせ

計量器の定期検査日程

月 日	時 間	場 所
10月12日(火)	午前10時～11時30分	櫛生連絡所
	午後1時～3時	白滝連絡所
10月13日(水)	午前10時～午後3時	大洲市役所長浜支所
10月14日(木)	午前10時～11時30分	八多喜連絡所
	午後1時30分～3時	上須戒連絡所
10月15日(金)	午前10時～正午	菅田連絡所
	午後1時30分～3時30分	新谷連絡所
10月18日(月)	午前11時～午後2時	河辺基幹集落センター
10月19日(火)	午前10時30分～午後3時	大洲市役所肱川支所
10月20日(水)	午前10時～午後3時	大洲市民会館
10月21日(木)	午前10時～午後3時	大洲市総合福祉センター

「特定計量器（はかり）」の定期検査を次の日程で実施します。
 取引または証明に「はかり」を使用されている人は、2年に1度の定期検査が計量法により義務付けられています。合格シールのない「はかり」は原則として商取引などには使用できません。

「問い合わせ先」
 商工観光課商工係
 ☎241717（直通）
 愛媛県計量検定所
 ☎089・947・4001

「次のいずれの会場でも受け付けてきますので、必ず受検してください。」

愛媛県計量検定所からのお知らせ

県・市町共同電子申請システムの 休止のお知らせ

愛媛県および県内市町は、平成15年7月に愛媛県電子自治体推進協議会を設立し、県民の利便性の向上を目指して、平成18年6月から県・市町共同電子申請システムの運営を開始し、各自自治体への申請・届出のインターネットによる受け付けを行ってきました。

しかしながら、システムの利用は伸び悩み、費用対効果に問題があることから、平成22年10月31日をもって休止することとなりました。（電子申請の受け付けは10月25日で終了します。）なお、地方税電子申告システム、様式配布サービス、図書貸出予約システムは継続しますので、引き続きご利用ください。

【問い合わせ先】

情報管理課地域情報係

☎24-2111（内線372）

愛媛県企画情報部管理局情報政策課電子申請推進係内
 愛媛県電子自治体推進協議会事務局

☎089-912-2228

地方税ポータルシステム(eLTAX)機器などの 全面入れ替えに伴う

サービス一時停止のお知らせ

地方税ポータルシステムは運用開始から5年を経過し、現在機器の全面入れ替え作業を進めています。この全面入れ替えを安全、かつ、確実に実施するために、やむを得ずサービスを一時全面停止することになりました。

ご利用の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何とぞご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

●停止するサービス

eLTAXに関するすべてのサービスがご利用できません。

「電子申告」「電子納税」「電子申請・届出」

●サービス停止期間

11月18日(木)～11月25日(木)

11月26日(金)は、午前8時30分から通常どおりご利用いただけます。

※詳しくは、地方税電子化協議会ホームページをご覧ください。<http://www.eltax.jp/>



シリーズ
JICA
No.3

今回は、セントルシアに派遣されている佐々木さんに現地での活動の様子をレポートしていただきます。
 今回の掲載は、平成23年1月号の予定です。

カリブ海に浮かぶ島・セントルシア

青年海外協力隊 佐々木美香さん

「ボンジュール！」これはセントルシアで話されているパトワ語（クレオール語ともいいます。）で「こんにちは」という意味です。パトワ語はフランス語に由来しているため、フランス語と似た言葉も多くあります。

さて、今回は私のセントルシアでの活動についてご紹介します。私は農林水産省の森林局に配属されています。島の中央にある森林保護区には7つのトレイルがあり、



▲7つのトレイルの目印はこの看板です。

これらは森林局が管轄しています。私はここでトレイルなどの自然資源を活用してのエコツーリズムを促進するため活動して

います。具体的には、トレイルに行き実際に歩いてみて適正に管理されているか調べたり、またトレイルの入場者などのデータを分析したり、来場者へのアンケートを実施したりしています。

また、子どもたちへの環境教育も私の活動の一つです。例えば、夏には子どもたちと大自然の中でキャンプをして、生き物の生態や自然との共生の大切さを教えたりします。子どもたちに楽しんでもらい記憶に残るキャンプとなるように、今年のキャンプで私は折り紙で動物を折る方法を教えました。日本人の私たちが普通に親しんでいる折り紙の技術は、海外の人にとっては信じられない手先の器用さのようです。将来を担う子どもたちへの環境教育は今私たちが力を入れるべき分野だと思います。今後でもできる限り子どもたちと触れ合う機会を作っていきたいと思っています。



▲新聞紙を再利用して、鶴を折りました。

漬物製造卸業を営む当社は、大正4年に青果店として創業し、戦時中の昭和18年に漬物づくりを始めました。旬の浅漬や、からし漬などの古漬をはじめ商品アイテムは50種を超え、四国一円の量販店はもとより、京阪神、関東方面へも商品を卸しているほか、直販店「玉井漬庵」（本社工場前）を経営し、商品販売を通じて「大洲」の情報発信にも努めています。

「地産地消」が広がりをみせる前から、原材料は地元産の旬の野菜にこだわり、



「大洲の食材をひと鍋にぎゅっ!!」ちゃんこ鍋セット

漬物の味をいかしたお漬物

「大洲の食材をひと鍋にぎゅっ!!」ちゃんこ鍋セット

「大洲の食材をひと鍋にぎゅっ!!」ちゃんこ鍋セット

大洲のがんばる企業紹介③

本市には、より良い製品づくりを目指して研究・開発に取り組む企業が多く立地しています。これらの企業は、市民の暮らしを支え、市の活性化にも大きく寄与しています。このコーナーでは頑張る市内企業の事業活動や事業展開を紹介していきます。

(有)玉井民友商店

HPアドレス：<http://tamai-tukean.com/>

◇所在地 大洲市中村
 ◇電話 24-4591

～風土の恵み大切に ふるさと自慢の味づくり～

高菜をはじめ、かぶ、大根、白菜などできるだけ地元産の農家から仕入れており、「良い材料を使い、シンプルな味付けで素材のうまみを生かせば商品力は高まる」という考えのもと商品の開発・製造に取り組んでいます。

最近では愛媛県と香川県が共同で東京に開いているアンテナショップや大洲まちの駅「あさもや」など、情報発信できる場が増えたことが新商品開発の刺激となり、地元の農家や食品業者と力を合わせ、地元食材を使った鍋セットの発売など新ジャンルの開拓にも挑戦しています。

今後、既存商品をひとつひとつ見直し魅力向上を図りながら、地元の食品業界関係者と力を合わせ、いろいろな商品を開発していきたいと考えています。